

# 農林水産省知的財産戦略 2030

農林水産省

令和7年6月30日

## (目次)

I	基本的考え方	2
II	農林水産・食品分野における知的財産の創出・保護・活用の推進	4
1.	植物新品種	4
(1)	産官学連携強化による優良な品種の開発・普及の迅速化	4
(2)	新品種開発に資する植物遺伝資源の充実	4
(3)	優良品種の海外流出・無断栽培の抑止	5
(4)	海外から稼ぎ、国内農業振興に還元する枠組みの整備	6
(5)	外国における品種保護環境の整備と国際的なルールメイキングの強化	6
2.	家畜遺伝資源	8
(1)	家畜遺伝資源の知的財産としての価値の保護及び流通管理の適正化の推進	8
(2)	和牛のブランドの確立・保護に向けた取組	9
3.	スマート農業技術・フードテック等の新たな技術	10
(1)	農業現場のニーズを踏まえたスマート農業技術の開発及び普及の促進	10
(2)	データの活用の促進による収益力の向上及び流出防止	11
(3)	日本発のフードテックビジネスの創出と展開に向けた取組	11
(4)	革新的な研究開発や事業化を目指すスタートアップ等の支援	12
(5)	農業分野の技術の海外展開	12
4.	地域・日本ブランド	13
(1)	ブランド化に向けた戦略策定・実践の推進	13
(2)	流出・模倣品対策の加速	13
(3)	地理的表示（GI）保護制度の活用推進	14
(4)	認証を活用した強みの見える化の推進	15
(5)	日本産品の統一マーク等の策定・普及	15
(6)	地域資源を活用した地域・日本の魅力発信	16
5.	国際標準化	17
(1)	戦略的な国際標準化の推進	17
(2)	国際標準化を推進するための人材育成	18
III	農林水産業・食品産業における知的財産マネジメントの強化	19
1.	農林水産業・食品産業	19
(1)	農業知的財産を担う人材育成	19
(2)	現場支援体制の充実	20
(3)	事業者における知的財産戦略の策定・実践の支援	20
(4)	知的財産意識の醸成・知的財産マネジメントの横展開	21

2. 公的研究 .....	2 2
(1) 国の委託研究の知的財産マネジメント強化.....	2 2
(2) 公的研究機関の知的財産マネジメント強化の推進.....	2 2
3. 知的財産マネジメントの優良事例.....	2 4

## I 基本的考え方

我が国農林水産業・食品産業は、優良な品種や家畜遺伝資源、高い技術やノウハウ、特有の食文化などの「知的財産」によって、他に類を見ない強みを有している。

我が国農林水産物・食品は、世界中のマーケットにおいて高く評価されている。同時に、高い侵害・模倣リスクにも晒されており、その被害は看過出来ない水準に達している。このことは、知的財産の戦略的な保護・活用により、「稼ぎ」の増大に繋がられる可能性の証左とも言える。

農林水産省では、平成19年、「攻めの農林水産業」の展開に向け、知的財産に関する総合的な戦略として「農林水産省知的財産戦略」を初めて策定し、以後累次の改定を重ね、経済・社会情勢の変化やその時々政策課題に応じ、戦略的な知的財産の保護・活用と持続的な創出を推進してきたところである。

他方、我が国では、伝統的に、公的機関が開発した品種や技術を廉価・無償で広く普及することが重視されてきたこと、均質的な価値観を共有する国内市場を専らターゲットとしてきたことなどから、総じてこれらを財産や権利と捉える意識も、見える化、ブランド化して競争力に繋げていこうとする発想も、なお発展途上にある。

しかし、経済・社会のグローバル化やデジタル化に対応し、我が国農林水産業・食品産業が高い競争力を発揮していくためには、知的財産として守るべきものは守りつつ、ライセンス、認証等によりこれらを有効活用しビジネスの拡大につなげるとともに、イノベーションを不断に創出していく必要がある。

こうした中、昨年改正食料・農業・農村基本法では、知的財産の保護・活用の推進が初めて位置付けられ、本年4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画では、その展開方向を定めたところである。今後は、基本計画の方向に即し、我が国農林水産業・食品産業が、生産性・付加価値を高め、競争力を発揮していけるよう、その有する知的財産を戦略的に保護・活用し「稼ぎ」を拡げていくとともに、「稼ぎ」の源泉たる新たな知的財産を持続的な創出に繋げていくことを目指していく必要がある。

特に、国内の農業者が減少していく中においては、スマート農業技術などのデジタル技術の開発・普及とその活用による生産性・収益力の向上が不可欠となっている。こうした技術やデータが知的財産として高い価値を有していることを認識し、それらを保護・活用するとともに、これらが日々進化することを前提に、その保護・活用のあり方についても不断に検証・更新していく必要がある。また、国内の市場が縮小していく中、海外から「稼ぐ力」の強化に向け、輸出促進だけでなく、食品産業の海外展開、インバウンドによる食料消費の増大を一体的に推進していくこととしているところ、農林水産物・食品の付加価値の向上に向け、知的財産の保護・活用を戦略的に進めていく必要がある。

経済・社会のグローバル化・デジタル化の更なる進展が見込まれる中、こうした政策課題に対応し得るよう、「知的財産サイクル」の強化を目指し、①知的財産の戦略的な保

護・活用及び持続的な創出に向けた枠組みの整備と活用推進、②これらの枠組みを活用する農林水産業・食品産業の現場や公的研究機関の知的財産マネジメントの向上を図り、農林水産業・食品産業の競争力の強化と「稼ぎ」の増大に繋げていくこととする。

## II 農林水産・食品分野における知的財産の創出・保護・活用の推進

### 1. 植物新品種

優良な植物新品種は、農業の生産性・収益性の向上に不可欠であり、食料安全保障の確保に向け、生産者・消費者ニーズに対応した優良品種の安定的・継続的な育成・普及を推進していくことが求められている。

また、こうした優良品種を農業者・産地全体の生産性・収益性の向上につなげていくためには、育成者権、商標権等の知的財産権を活用しつつ、流出を抑止するとともに、産地化・ブランド化の取組を進めることが重要である。

併せて、海外における無断栽培を抑止できるよう、品種登録出願の推進に加え、戦略的なライセンスにより、無断栽培の監視・侵害対応を行う体制を確立し抑止の実効性を高めるとともに、「海外からの稼ぎ」につなげていくことを目指す必要がある。

その際、海外から品種の経済的価値に見合った許諾料を得るなど品種の利用者に応じた戦略的な許諾料を設定・徴収し、当該収入も利用して品種の管理、差別化・ブランド化、更なる品種の育成・産地への導入につなげていくことが重要である。

こうしたプロセスが循環する「知的財産サイクル」の確立を推進し、農業者の所得向上と農業生産基盤の強化、食料安全保障の確保につなげていくことが重要である。

#### (1) 産官学連携強化による優良な品種の開発・普及の迅速化

食料の安定供給に向けては、多収化、省力化、スマート農業技術への対応に資する品種開発による生産性の向上に加え、気候変動等に起因する作物の高温障害や病害虫による品質や収量の低下の課題に対応した品種開発を進めることが急務である。しかし、品種開発は、多数の交配の結果として行われるものであり、交配・試験に必要な知見・技術・費用の面から、人的・財政的な負担が大きいことに加え、1つの品種の開発までに10年程度を要し、現場での実証や評価も含めると、現場への導入には長期を要する状況である。

このため、人的・財政的なりソースの問題の解消に当たっては、農研機構はもとより、都道府県、大学、民間等が一体となって、多収性、スマート農業技術適性、高温耐性等の気候変動等への対応や、輸出促進等の社会課題の解決に資する革新的新品種の開発・普及を産官学が連携して強化・推進する。

また、これまで時間と試行回数を要していた交配については、品種開発の迅速化・効率化に向けた基盤技術として、AIやゲノム情報等のビッグデータ等を活用した育種技術（スマート育種支援システム）の開発を引き続き推進するとともに、このシステムによって生み出される品種等の育成者権について考え方を整理した上で、システムの利用に係るルール作りや契約書の整備を行う。

#### (2) 新品種開発に資する植物遺伝資源の充実

植物新品種の開発は、既存の植物品種の交配や突然変異誘導等によって行われる

ものであり、優良な品種の開発に当たっては、多様な植物遺伝資源を確保し、活用することが重要である。そのため農林水産省は、委託研究において既存の国内品種とは異なる特性を有する植物遺伝資源を東南アジア等から探索・収集し、その形質評価を進めている。また、複数の研究機関等が保有する植物遺伝資源を横断的に検索可能なデータベースを開発し、農研機構のジーンバンクや公設試等が保存している植物遺伝資源の登録を進めることで、多様な植物遺伝資源を新品種開発に活用しやすい環境の整備を進めてきた。

他方、気候変動対応や生産性向上等、広範な品種開発ニーズに応えていくためには、新たな地域において植物遺伝資源の探索・収集を行うなど、より多様な遺伝資源を確保し、新品種開発に利用できる環境を充実する必要がある。

このため、農林水産省は、引き続き国内外の植物遺伝資源を収集し、新品種開発に活用する委託研究を推進する。具体的には、これまで東南アジア等で収集してきた遺伝資源とは異なる植物種や特性等を有する野菜類が存在する中央アジア諸国において探索・収集を実施し、農研機構のジーンバンクに保存される植物遺伝資源を充実する。また、これらの植物遺伝資源の中から従来との異なる画期的な特性を示す有用な系統（育種素材）を選抜する段階で、早期に有望系統やその遺伝子情報を民間種苗会社や公設試等と共有することで、植物遺伝資源の迅速な新品種開発への活用を推進する。

### （3）優良品種の海外流出・無断栽培の抑止

海外市場においても高い評価を得ている我が国優良品種について、その競争環境を守るためには、海外流出・無断栽培を抑止する必要がある。

この点、令和2年の種苗法（平成10年法律第83号）の改正により、農業現場からの海外流出には一定の歯止めがかかるとともに、海外における無断栽培の抑止に向け、海外の品種登録出願を支援しているところである。

しかし、近時、過去の我が国流出品種の無秩序な生産・販売が海外において拡大し、輸出等への悪影響が顕在化している。また、コロナ禍以降のオンライン取引の増大に伴い種苗の流通ルートが多様化し、新たな流出リスクが顕在化している。

こうした事態に対応するため、果樹等の優良品種について、非農業者による苗木の取扱いの抑止に向け、「優良品種の保護・活用に関する指針」を策定し、現場レベルの厳格な管理の実践を推進していくほか、苗木の管理能力の高い苗木業者の育成や地図情報を活用した苗木管理システムの構築を推進し、種苗のサプライチェーン全体での品種管理の徹底を図る。

他方、我が国育成品種については、高い競争力が長期間持続するものが多く存在する一方、近時、品種登録を受けない品種育成者も多数存在する。しかし、今後、優良な新品種の育成を強化していく中で、こうした優良な新品種の更なる増加も見込まれることから、競争力を有する品種の着実な品種登録を促し、長期にわたり流出を抑止できるようにすることが求められる。

このため、育成者権の存続期間の延長のほか、DNA品種識別技術を活用した育成者権行使の実効性向上等による育成者のメリット・権利を強化するとともに、苗

木のリース方式の導入推進など、国内管理と侵害・流出抑止の徹底に向けた法的枠組みの検討を進める。また、品種登録出願・審査手続の円滑・迅速化に向け、DNA品種識別技術の審査への活用のほか、審査の方法や体制の見直しを行う。併せて、無許諾の輸出目的保管の刑事罰化も検討する。

さらに、海外における無断栽培の抑止に向けては、海外において法的保護を受け得るよう育成者権を取得することが重要である。その際、出願に当たっては、登録の費用対効果も考慮する必要があることも踏まえ、海外への効果的・実効的な品種登録出願に向け、都道府県における海外出願の考え方や基準の整備を推進する。また、監視・侵害対応を許諾先に担わせることを目的とした防衛的な海外ライセンスに向けた条件整備を推進する。

#### (4) 海外から稼ぎ、国内農業振興に還元する枠組みの整備

優良品種は、我が国農業の強みの源泉であり、特に果樹等の品種は海外において高評価を受けている。この優良品種を活用し、収穫物の輸出だけでなく、戦略的な海外ライセンスといったグローバル展開により、我が国農業・農業者の新たな稼ぎにつなげることができる。

このため、我が国優良品種について、国内農業振興に資する戦略的なライセンスを推進し、海外現地における無断栽培を実効的に抑止しつつ、①日本産の端境期を海外ライセンス生産で補完しターゲット市場においてジャパンブランドの周年供給が可能な体制を構築することにより、農業者の直接的な「稼ぎ」につなげるとともに、②海外からロイヤルティを得て、品種の管理、産地化・ブランド化、更なる優良品種の育成・産地への導入に還元することにより、農業者の将来的な「稼ぎ」につなげる取組を推進する。こうした取組を担う育成者権管理機関の早期立上げ・早期事業化を進める。

さらに、海外で稼げる品種の確保に向け、短期的には、国内未利用品種の再評価により、海外で稼げる価値・特性を有する品種の発掘を推進し、中期的には、海外の許諾先から毎年の収穫に連動したビジネススペースの許諾料を設定し、海外市場を見据えた育種に向けたマーケティングと、育種目標の設定や国内未利用品種の再評価の取組の充実を図る。

これらの推進により、優良品種の育成・普及など国内農業振興に向け、海外から品種の経済的価値に見合った相応の許諾料を得るなど、品種の利用者に応じた戦略的な許諾料の設定・徴収を進め、知的財産サイクルの確立につなげる。

#### (5) 外国における品種保護環境の整備と国際的なルールメイキングの強化

育成者権保護の国際的な枠組みについては、UPOV条約（植物の新品種の保護に関する国際条約）があり、我が国を含め全世界で80の国と地域が締約国となっている。我が国としても、我が国育成品種の海外での品種登録が円滑に進むよう、これまで19の国・地域と審査協力に係る覚書を締結し、国際協力を進めてきたところである。他方、我が国農林水産物の輸出のターゲット市場である東アジア諸国や成長が見込まれるグローバルサウスにおいては、UPOV加盟が実現していない国が

複数存在しているところである。

このため、UPOV加盟国・事務局との協働や、東アジア植物新品種保護フォーラムでの支援等を通じて、知的財産権が制度化されることで農業者等が得られるメリットが見える化するなど広報活動の改善を図り、UPOV91未加盟国の品種保護制度整備を推進する。また、それらメリットの向上に向け、UPOV加盟国と、審査協力のほかDNA技術や人材育成などの分野でも連携を推進する。

また、我が国優良品種の保護の実効性を高めるためには、我が国にとってあるべき国際的枠組みの形成に向け、UPOVにおけるルールメイキングに積極的に参画していくことが重要である。

このため、海外のカウンターパートと伍して国際場裡において影響力を発揮できる人材の継続的な確保に向け、長期を見据えた職員の計画的なキャリアパス等により、種苗管理センターも含め人材育成を推進する。

## 2. 家畜遺伝資源

家畜遺伝資源は、海外でも高く評価される我が国畜産業にとっての重要な知的財産である。和牛等家畜の改良は、不断の取組により行われており、その成果としての家畜遺伝資源を流出させないことが、我が国畜産業の持続的な発展に必要である。令和2年の家畜改良増殖法の改正及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の施行により、その重要性が社会一般的にも理解されてきているところであり、現場においてもより一層の保護を推進していく必要がある。

さらには、こうした貴重な遺伝資源を利用して生産された和牛については、高い付加価値を有する産品であり、国内外を俯瞰してブランドの確立及び保護に向けた取組を推進する必要がある。

こうしたブランド化の取組により、高付加価値な和牛を持続的に生産し、もって新たな品種の改良につなげ、更なる高付加価値化等に取り組むことが可能となる。こうしたサイクルの実現に向け、家畜遺伝資源の保護・活用の取組を行う。

### (1) 家畜遺伝資源の知的財産としての価値の保護及び流通管理の適正化の推進

家畜の改良は、多大な労力を投じた改良プロセスを通じて、他の家畜との品質の差別化を図ることができるという点で畜産関係者等による創造的な活動であり、このプロセスを通じて生み出された家畜遺伝資源は知的財産的価値を有している。このような貴重な家畜遺伝資源が不正に流通すると、関係者にとっては多大な時間、労力がかかる改良のプロセスに要した投資回収ができなくなり、更なる改良増殖へのインセンティブが失われ、ひいては国全体の畜産業の振興に重大な影響を及ぼすおそれがある。

こうした課題に対し、令和2年10月に施行された「家畜改良増殖法の一部を改正する法律」と「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」の下、家畜遺伝資源の知的財産としての保護を図っている。具体的には、これらの保護対象となる家畜遺伝資源生産事業者が生産し販売する家畜人工授精用精液については、法律に基づく譲渡契約がほぼ100%実施されている状況にあり、また、家畜人工授精所からの報告の集約等に係る全国システムの利用拡大に向け機能強化を推進している。さらに、二法の施行後、全国の家畜人工授精所へ定期的に立入検査を実施し、不正流通が確認された際には、行政指導等を実施し、実効的な対応を行っている。

これら保護の取組は、不断に行われることが必要であり、引き続き家畜遺伝資源の知的財産としての価値を保護するとともに、更なる流通管理の適正化を図る必要がある。

このため、和牛遺伝資源の譲渡の際に締結すべき契約のひな形の普及について、従前進めてきた家畜遺伝資源生産事業者への普及は定着したことから、今後は、その下流の関係者への普及に向け、ひな形に沿った契約のほか使用制限に係る表示についての一層の理解醸成に取り組み、不正競争防止を図り、知的財産としての価値の保護を推進する。

また、全国の家畜人工授精所に対する立入検査を継続して実施するとともに、家畜人工授精師等に対する研修会の開催等により、保護意識の向上と法令遵守の徹底を図り、流通管理の適正化を推進する。加えて、家畜改良増殖法に定める帳簿等を作成できる全国システムについては、機能強化等を通じ家畜人工授精所等での利用を一層推進するとともに、報告等に伴う都道府県の事務の軽減、情報集約のため利用拡大を図る。

## (2) 和牛のブランドの確立・保護に向けた取組

和牛をはじめとする我が国の牛肉は、海外でも高く評価されており、我が国の牛肉輸出額は、令和元年から令和6年にかけての5年間で倍増した。

その品質とブランドをアピールするため、和牛統一マークを使用し、プロモーションに取り組んでいるところであり、食料・農業・農村基本計画に掲げられた牛肉の輸出額 1132 億円という 2030 年目標の達成に向けては、更なる海外需要の獲得が不可欠である。

このため、引き続き、和牛統一マークの海外での商標登録、維持・管理とQRコードによる一元的な和牛肉の品質情報の提供等のブランドの確立・保護に向けた取組を推進する。

また、和牛遺伝資源が不正流通して生産が行われる行為も、和牛ブランドを毀損しかねないため、(1)の取組を推進し、和牛のブランド価値の保護につなげる。

### 3. スマート農業技術・フードテック等の新たな技術

農林水産業・食品産業の持続的な発展のためには、スマート農業技術やフードテック等の新たな技術の開発及び普及、データの活用が不可欠である。

他方、技術、データは、知的財産としての高い価値を有しており、これらの流出は我が国農林水産業・食品産業に悪影響を及ぼしうるものである。

また、近年のAI技術の急速な進展とそれに伴うデータの価値の高まりを踏まえれば、AIを含む新たな技術やデータの活用に係る流出防止等に関する施策については、技術の進展に合わせた不断の見直しを行っていくことが求められる。特に、生成AIについてはそのリスクも考慮して進める必要がある。

こうした点に配慮しつつ、スマート農業技術・フードテック等の新技術の戦略的な海外展開を通じて投資の呼び込みを図り、技術の再開発投資につなげていく必要がある。

また、社会課題の解決に有用な新技術を有し、新しいビジネスを創出するポテンシャルが高いスタートアップは、多くの課題を抱える農林水産・食品分野においても重要な役割が期待されている。

このため、同分野の研究開発において、スタートアップによる取組や、大学、研究機関、企業等の連携を推進し、開発された技術に関する知的財産が適切に保護され、効率的に活用される体制を整えることが重要である。

#### (1) 農業現場のニーズを踏まえたスマート農業技術の開発及び普及の促進

スマート農業技術は、農業者の減少下においても生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するために重要であり、スマート農業技術の開発及び普及に集中的に取り組んでいく必要がある。

スマート農業技術に適した生産方式への転換を図りながら、その現場導入の加速化と開発速度の引上げを図りつつ、生産性を向上させるため、2024年10月に「スマート農業技術活用促進法」が施行された。

スマート農業技術の普及に当たっては、農業者等や事業者が開発又は保有する有用な技術上又は営業上の情報等の知的財産が当該農業者等や事業者の意図しない形で流出しないよう保護され、活用されることが重要である。

このため、同法の基本方針に基づき、知的財産の保護及び活用に関するガイドライン等の普及やルールづくり、専門人材の育成及び確保を通じた相談体制の強化、農業者等や事業者への教育及び研修の実施等を通じて、知的財産の保護及び活用等を図っていく。

その際、スマート農業技術の開発段階において、情報が漏洩することのないよう共同開発者を含め関係者と秘密保持契約を締結するなど、秘密管理の徹底と開発された技術に応じ権利化や秘匿化を行うなど、関連する技術や情報の流出防止を推進する。

さらに、スマート農業技術の開発及び普及の好循環の形成を推進していくため、農業者、民間企業、研究機関、地方公共団体等の多様なプレイヤーが参画する「スマート農業イノベーション推進会議（IPCSA）」において、生産と開発の連携や関係者間のマッチング支援、開発された技術の知的財産の保護・活用に係る研修を

通じた人材育成等を支援する。

## (2) データの活用の促進による収益力の向上及び流出防止

農林水産業の生産性向上と農産物の付加価値向上を通じ、農業経営の収益力を高めるためには、衛星や各種センサ等で得られたデータの活用が不可欠である。

その際、我が国農林水産業の競争力確保の観点からは、データはその性質に応じて、知的財産として扱う（例えば営業秘密など）といった意識を醸成し、流出防止と活用の促進を一体的に進めていく必要がある。また、現場においてより実践的に意識を向上させ、人材を育成していくとともに、現場に寄り添った支援が必要である。

データ管理については、「農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドライン」の遵守を農林水産省の補助事業の採択要件化等するとともに、スマート農機、農業ロボット、ドローン、I o T機器等を導入する場合は、そのシステムサービス（ソフトウェア）の利用契約を、「農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドライン」に準拠することを要件化するなど、流出防止に向けた取組を引き続き推進する。

また、令和6年度から開始した知的財産に関する知識や意識向上に向けた基礎セミナーを活用しながら、農業現場の意識を向上させるとともに、輸出支援機関や農業経営支援機関と連携した人材育成により、関係者の事業に即したより実践力を伴うスキルを醸成し、データの活用の現場展開に当たってはこれら人材も活用しながら、データの流出が起こらないよう留意して進めることとする。

データの活用の促進に向けては、A Iの開発データやアルゴリズム等が知的財産となり得ることを周知しつつ、農業特化型生成A Iの開発及び社会実装に向けた取組を推進するほか、W A G R Iに搭載されるA P Iの充実や利便性の向上等を通じて農業者のデータ活用を促進するとともに、農業関連データの共有や統一化を含めたデータ活用環境を整備する。また、オープンA P I等を活用したサービス事業者の新たなサービス開発を支援し、オープンA P Iの活用推進とサービス事業者の提供サービスを向上させる取組を実施する。さらに、生産から消費までのデータ活用・連携を可能にするデータ連携基盤（u k a b i s）による農林水産物・食品の流通の高度化等を進めるため、実ビジネスでのユースケースがない現状を踏まえ、データ連携の具体的メリットの周知活動を積極的に行う等により、その活用を促がす。

また、畜産、林業・木材産業、水産業分野においても、生産から消費までの様々なデータ連携を図るなど、より有効なデータの活用に向けた取組を推進する。

## (3) 日本発のフードテックビジネスの創出と展開に向けた取組

フードテックとは、生産から加工、流通、消費等へとつながる食分野の新しい技術及びその技術を活用したビジネスモデルであり、これら技術を活用した、多様な食需要への対応や、社会課題の解決の加速に世界的な関心が寄せられている。

これまで我が国においては、フードテック等を活用した技術の事業化のための実

証を支援するとともに、食品企業、ベンチャー企業、研究機関、関係省庁等が所属するフードテック官民協議会を設立し、協調領域の課題解決と新市場の開拓に向けた具体的な議論や活動を実施してきた。国内においては、大豆等の植物性タンパク質を用いた植物性食品や細胞性食品の開発など持続可能な食料供給のほか、生産性向上、健康な食生活の観点で新たなビジネス創出への取組がなされている。

他方、フードテック等の先端技術に対する世界的な投資の増加に比べ、国内での投資が伸びておらず、これによる新たなビジネスが生まれにくい状況にある。日本発のフードテックビジネスを創出・展開することで、日本と世界の食料・環境問題の解決に貢献するとともに、日本を活性化する新しい産業を創出し、食品産業の持続的発展と地方創生に貢献する。

このため、日本発のフードテックビジネスの創出に向けて、フードテック官民協議会における地域も含めた協業・連携の推進に加え、市場性を考慮しつつ、技術実証支援やビジネス実証支援等の財政支援を行うとともに、知的財産マネジメントに配慮しつつ海外展開支援を行う。

#### (4) 革新的な研究開発や事業化を目指すスタートアップ等の支援

農林水産省では、農林水産・食品分野のスタートアップへの支援として、発想段階から事業化準備段階までの研究開発及び実証を支援しているところである。

しかしながら、スタートアップの成長過程には、必要な施設等の整備に時間と費用を要することのほか、ビジネスモデルや知的財産戦略の構築等に精通した人材の確保が難しいなど、社会実装に至るまでの各段階で障壁がある。

このため、スタートアップに対しては、成長過程に則した研究開発や技術実証に対する支援を行うことに加え、知的財産に関する相談窓口の設置や、成長の核となる知的財産を活かせる人材の確保・育成や的確な指導・助言が可能な専門人材の斡旋、学習機会の充実など、技術の社会実装に向けて有益な伴走支援策を充実させる。

#### (5) 農業分野の技術の海外展開

食料安全保障や気候変動等の地球規模的な課題に対応し、持続可能な農業を実現する上では、「みどりの食料システム戦略」等で気候変動緩和策を進める我が国が有する高度な農業技術を国内のみならず海外にも展開していくことが重要である。特に、農業分野は世界の主要な温室効果ガス排出源である中で、農業分野・食品分野に不足している気候変動資金を呼び込み、我が国農業技術の海外展開と関連産業の育成を進めることも重要である。

このため、我が国が有する食料安全保障に資するGHG削減・吸収技術と、これを国際的に展開していくための二国間クレジット制度（JCM）等の施策をまとめた「農林水産分野GHG排出削減技術海外展開パッケージ（通称：MIDORI∞INFINITY）」を令和7年5月に取りまとめたところであり、同パッケージの国内外への発信を行い、海外における知的財産権の取得や戦略的な海外ライセンスの取得の支援等も含め、我が国農業技術の海外展開を後押しする。

#### 4. 地域・日本ブランド

我が国農林水産物・食品の付加価値の向上に向けては、その強みの源泉たる優良な品種や技術、高い品質、特有の食文化等を知的財産として保護し流出や模倣を排除するとともに、その有する強みの見える化、ほかとの差別化等を通じ、ブランド化していくことが重要である。特に、輸出拡大に加え、食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大を進めていく上では、ブランドにより付加価値を高める取組は一層重要となっている。

農林水産物・食品のブランド化は、当該産品を取り扱う事業者、産地、団体が、それぞれの産品について、どのマーケット・セグメントをターゲットとしていくか、当該ターゲットにおいてどのようなポジションのものとして訴求していくかに応じ、訴求すべき価値（機能的価値、情緒的価値等）や訴求の方法を検討し、これを支える制度的枠組みも選択・活用しつつ行うべきものである。

このため、個々の事業者、産地、認定農林水産物・食品輸出促進団体（以下「認定品目団体」という。）等による取組を後押しすることとし、それぞれのニーズに応じた伴走支援を行う体制を整備・充実するとともに、ブランド価値を守り、高めるための知的財産権、認証等の枠組みの整備・活用を推進し、事業者の個別ブランド、地域ブランド、日本ブランドの構築と、それらのブランド価値の戦略的な保護・向上を推進していく。

##### （1）ブランド化に向けた戦略策定・実践の推進

農林水産物・食品のブランド化に向けては、販売・輸出等の事業戦略に沿って、費用対効果も踏まえながら、ブランド戦略を策定し、それに応じ、GI、商標、特許、認証などの最適な保護・活用の手法を選択しつつ取り組む必要がある。

産地においても、過去の品種流出や模倣品の発生等により、知的財産の適正管理への関心が高まっているとともに、ライセンス等の知的財産の戦略的な活用により、市場を拡大しつつブランド価値を高めるなどの積極的な稼ぎ方に取り組む事例も存在する。一方で、多くの産地関係者の知的財産リテラシーは発展途上にあり、また、知的財産の保護・活用による直接的な効果は直ちに現れにくく見えにくいなど、ブランド化に独力で取り組むハードルは一般的に高い。

このため、知的財産の保護・活用によるブランド化に取り組む意思のある産地、事業者等に対し、農業知財総合支援窓口において、農業知的財産の専門家が、ブランド戦略の策定から実践に至るまで伴走支援を行うとともに、知的財産の保護・活用の優良事例を表彰し、その横展開を図る等により、産地、事業者等のブランド化を推進していく。

##### （2）流出・模倣品対策の加速

我が国優良品種の流出抑止については、前述のとおり推進していく。

また、農林水産物・食品については、日本産品の輸出等が進む中で海外における評価・知名度が一層向上し、模倣品のリスクもより高まっている。令和3年度特許

庁調査によれば、食品関係の模倣品の被害は 741 億円に上る。

こうした中、農林水産省では、G I 産品の不正表示の監視により、国内および相互保護国における G I 法違反表示を排除・抹消するとともに、世界各国の E C サイト等で確認された疑義品についても、出品削除要請等を通じ対処してきた。

今後、輸出拡大、食品産業の海外展開、インバウンド消費の進展に伴い、日本産品の更なる評価・知名度の高まりが見込まれる中、模倣品の排除によるブランド価値の維持に向けた取組が一層求められる。

このため、とりわけ輸出産品・著名産品の G I 登録を推進するとともに、G I の相互保護の拡大に向け、主要な輸出相手国への働きかけを継続する。さらに、相互保護国以外の国における G I 登録や商標登録を推進する。

また、我が国農林水産物・食品の知的財産面での保護強化に向け、海外における日本産品の模倣品や産地偽装品の現状及び各国における関係法令等を調査し、その現状や対応状況について、農林水産知的財産保護コンソーシアムにおいて生産者団体・産地・業界団体等の関係者間に共有し、G I・商標等の権利取得や権利行使に向けた支援を行うとともに、模倣品対策セミナーや専門家によるコンサルティングの実施等を通じ、事業者等の模倣品に対する意識・対応力を強化していく。併せて、輸出支援プラットフォームに整備した模倣品疑義情報相談窓口についても、プラットフォーム関係者が連携し、一事業者・一産地では対応が難しい海外当局への働きかけを行うなど、模倣品対策の機能を強化していく。

### (3) 地理的表示 (G I) 保護制度の活用推進

地域の農林水産物のブランド保護・活用に向けては、地域ならではの自然的・人文的・社会的な環境・要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を、知的財産として保護する G I 保護制度が重要なツールとなり得る。外国との相互保護の進展等により国外での名称保護のほか、令和 4 年の運用見直し以降、ビジネスにおいても、地域と結びついた産品の品質、製法、ものがたりといった潜在的な魅力や強みを見える化し、国による登録や G I マークとあいまって、効果的・効率的にアピールするツールとしての活用も進んでいる。

農林水産省としても、G I 保護制度の活用によるアピール力の強化に向け、G I 産品と食品・外食産業、観光業などの関連産業とのコラボレーションを推進しているところである。特に、地域ならではのストーリーを有する G I 産品は観光資源としての活用可能性が高く、そうした産品の魅力を可視化する G I 保護制度は、インバウンドによる食関連消費拡大施策の主要なツールとなり得るものである。このため、今後インバウンド消費拡大を推進していく中、関係省庁のツーリズム関連施策との連携を深めつつその活用を推進し、G I 産品のブランド価値の保護・向上と G I 保護制度の国内外における認知・アピール力を高めていく。

G I 保護制度については、施行から 10 年を経て、現在国内 161 産品が登録されているところ、これまでの活用事例を分析し、ブランド価値の保護・強化の更なる成功事例を創出しつつ、令和 12 年 212 産品の登録を目指す。

その際、G F P、認定品目団体等と連携した G I 保護制度の周知、海外・ブラン

ド展開を見据えた申請サポート、G I 保護制度を活用した優良事例の顕彰と横展開等を推進するほか、名称保護が重要となる輸出産品・著名産品のG I 登録が進むよう、取りまとめ団体が存在しないなどG I 登録が難しい産品の登録も可能となる枠組みの整備など、G I 保護制度の制度的対応を含め総合的に検討していく。

#### (4) 認証を活用した強みの見える化の推進

農林水産物・食品の付加価値向上に向け、産品や事業者・産地の取組の強みを見える化し、その訴求力を高めるツールとして認証を活用することは有効である。

特に、ターゲットとするマーケット・セグメントが多角化・多様化する中、それぞれのマーケット・セグメントが求める価値・基準や評価する価値・基準に合っていることを、認証の活用によりアピールしていくことは効果的・効率的と言える。

このため、農林水産省では、H A C C P、G A P、有機のほか、取引上有用な認証の取得を引き続き推進していく。

特に、G A P 認証については、取得経営体数は10年で約2.8倍増加しているが、近年はおおむね横ばいで推移しており、栽培記録をはじめとした各種記録の整備に手間がかかることや認証取得費用を販売価格に転嫁することが難しいこと、実需者からの引き合いは一部に留まっていることから、認証取得のインセンティブが働きにくい状況にある。このため、実需者等のG A P への理解や活用の促進を図るほか、地域での面的なG A P 普及に向け、団体への認証取得を促すとともに、団体運営の円滑な実施に向けた取組を推進する。

また、有機J A S 認証については、取得農地は10年で概ね2倍に増加しているが、有機農業の取組面積（有機J A S 認証を取得していないが有機農業が行われている農地を含む）は耕地面積全体の0.7%であり、有機農業へ移行した当初の農地は単収が低く不安定であることや、有機農業の技術の体系化や指導体制の構築が不十分といった課題がある。このため、環境保全型農業直接支払制度において単収が低く不安定な移行期の重点支援を図るほか、実践技術の体系化や指導体制の構築を推進していく。

なお、欧州では、デジタルソリューションにより、畑ごとの栽培履歴や環境保全型農業等の履歴の記録を含めて見える化することでブランディングする仕組みも進んでいる。こうした新たな事例もモデルとし、我が国においても展開していけるよう、内外における事例の収集・調査を進める。

#### (5) 日本産品の統一マーク等の策定・普及

海外市場において、日本産品はその品質から高い評価を受け、輸出も年々増加している。一方で、評価の高まりとともに、フリーライドを狙う、他国産「日本風」産品が増加し、品質や内容が日本産に及びもつかず、日本産の評価・ブランドを毀損するような粗悪なものも多く存在。また、日本から流出した品種が現地で生産され、品質の低い収穫物が出回る一方、近時栽培技術の向上により日本産品の輸出に悪影響を及ぼし始めているものもある。

こうした「日本風」の産品と、日本産品を、現地の消費者が見分けて判断するこ

とは必ずしも容易でなく、日本産であることが適切に認知されず、その価値が市場で評価されていないケースも散見される。

こうした状況に対処するため、模倣品等の対策だけでなく、既に複数の認定品目団体が取り組んでいる日本産品であることが一目でわかる日本産品の統一マークの整備・活用を引き続き推進する。

#### (6) 地域資源を活用した地域・日本の魅力発信

グローバルな世界市場に向けて、日本の農村と食の魅力を発信し、海外需要を日本の農村に取り込み、海外から稼ぐ力を高めるためには、外国人旅行者が過去最高を記録している現状を好機とし、GI等も活用しながら、地域ならではの文化・伝統等を背景としたストーリー性訴求による農林水産物・食品のブランド化、輸出や観光・文化等を統合した、地域全体でのブランド化に取り組む必要がある。

一方で、農泊については、平均宿泊費が観光旅行全体のそれに比べて安価にとどまっており、所得の向上と雇用の創出を実現する必要がある。

このため、観光庁をはじめ関係省庁等と連携しつつ、地方公共団体を含め地域内の関係者を包含した実施体制を構築し、多様な地域資源の活用を通じて、インバウンドを含む旅行者の農村への誘客促進、高付加価値化に資する取組を推進するとともに、輸出拡大との相乗効果を図る。

また、6次産業化、農泊、農福連携など、農村の地域資源をフル活用し、他分野と連携する取組を更に推進することにより、付加価値のある内発型の新事業を創出する。特に、中山間地域における収益力向上、販売力強化と、景観や伝統文化等の多様な地域資源を保護・継承していく観点から、地域特性を活かした高収益作物の導入、農産物のブランド化、地域資源を活用した商品開発等を推進していく。

さらに、SAVOR JAPANの推進に向け、海外富裕層をターゲットとした海外需要の取り込み、広域型ガストロノミーツーリズム創出に向けた地域間連携、特色ある食体験を組み合わせた高付加価値ツアー提供に取り組む。

加えて、JFOODOにより、現地ニーズに対応した効果的なジャパブランドの構築や、海外の外国人日本食料理人等との効果的な連携を通じて、日本食・食文化の魅力を海外に効果的に発信していく。また、アニメ等のコンテンツの有効活用の促進及び「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録を追い風とした日本食・食文化全体のブランディングを推進するなどにより、海外需要を拡大するとともに、農山漁村へのインバウンドの誘客等を促進する。

## 5. 国際標準化

農林水産業・食品産業の分野でも、スマート農業・環境保全型農業に係る技術の海外展開や、高品質・高付加価値の産品、多様でバランスに優れた食の国際的な普及等を通じて、世界及び我が国の持続的な食料供給、食の安全、栄養改善等に貢献する上では、国際標準化を進めていく必要がある

近年の国際社会及び我が国は、例えば、気候変動対策や人権尊重、グローバルサプライチェーンや生成AIなど、従来の枠組みでは十分に対応できない多様な課題に直面している。このような課題に対し、国際社会はイノベーションにより対応を進めているところであるが、このような中においては、市場の創出や新たな価値・規範の定義などに向けて、国際標準の戦略的な活用が有力な選択肢となる。

政府においても、そのことに鑑み、国際標準活動を通じた市場創出等を先導するための基本方針として令和7年6月に「新たな国際標準戦略」を策定したところであり、同戦略において、国際標準に対して官民で取組を強化すべき戦略領域に「食料・農林水産業」が選定されているところである。

農林水産業・食品産業の分野においても、国際標準化への取組を推進するため、同戦略に基づき、今後農林水産・食品分野における国際標準戦略の策定、国際標準化活動に係る国内ネットワーク構築、国際標準化活動に対応可能な人材の育成に取り組む。

### (1) 戦略的な国際標準化の推進

日本の事業者が世界で活躍しやすい環境を作るため、国際的な規制への対応や、国際的な規格に適合した農林水産物・食品の生産等という観点から、これまでもISO等での国際標準化の議論に積極的かつ戦略的に参画してきたところである。具体的には、災害食の品質要求事項など、我が国主導での新たなISO規格の制定に向けた取組や、輸出時の活用を見込んだJASの制定等の取組を推進してきた。

また、食品分野の技術の国際標準化については、フードテック等の新たな技術の拡大により、標準化等のルール作りが進んでいる。日本としても、植物性食品や細胞性食品に係るISOでの議論に参画し、国内関係機関等と連携して対応している。

他方、「国際標準は従うもの」との意識が根強い中で、特に農林水産物・食品に関して、輸出・海外展開上の課題の解決に国際標準化をどのように活用できるかという観点での意識が不足している。また、国際標準化は政府や国際機関主導の取組（デジュール標準）に加え、国際課題や関連する技術の多様化により、民間主導での国際規格作成の取組（フォーラム標準）も見られるところであり、一部の国や地域の民間事業者の新技术等が有利に働くような、恣意的な国際標準が策定されないよう、国内関係機関等との連携も含め、このような動きへの対応も視野に入れる必要がある。

このため、国際規格の制定等に至るまでには、一定期間を要することにも鑑み、ISO規格の提案等に至った取組については、着実に国際標準となるよう対応していく。

また、農林水産物・食品の輸出拡大に向けては、我が国が主導する国際標準化活動をさらに進めるとともに、各国提案の国際規格の議論にも関与し、日本に有利と

なる方向に持ち込む必要があることから、目的別の国際標準化の活用方策を含め、日本の農林水産物・食品の輸出拡大に向けた国際標準化に関する戦略を検討する。

加えて、細胞性食品の安全性等をはじめ、先端的な技術領域に関しては、国内関係企業等からの意見聴取を踏まえ、我が国の取組等が十分に国際標準に反映されるよう、適切に対処する。

さらに、内閣府の標準活用加速化支援事業も活用して、フォーラム標準も視野に入れたうえで、スマート農業技術の海外展開に向けたデータ交換規格の標準化を進めるとともに、我が国のGHG削減・吸収技術の海外展開に向け、ASEANタクソミーの技術的審査基準（TSC）への反映等を目指す。

## （２）国際標準化を推進するための人材育成

国際標準化の推進に当たっては、官民においてそれを担う人材育成が不可欠である。（１）のとおり、国際標準化に当たっては、ISO規格のようなデジュール標準に加え、フォーラム標準も視野に入れた取組を進めているところ、これら先進的な課題等に対して対応できる人材を育成する必要がある。また、国内外の関係者での調整が不可欠な中、これらをモデレートする人材や、情報や経験を共有するネットワークも不足しているところである。

このため、民間事業者、学術機関等と、国内のネットワークを組織し、国際標準化に関する情報や事例を共有するとともに、ISOの議論のフィードバック、国際標準化の活用方法の理解促進、国際標準化に向けた取組方法に係るセミナー等を用いながら、国際標準化に対応する人材の育成を推進する。

### Ⅲ 農林水産業・食品産業における知的財産マネジメントの強化

#### 1. 農林水産業・食品産業

農林水産業・食品産業の競争力強化に当たっては、実際の現場における知的財産マネジメントの意識・能力の向上が不可欠である。

このため、知的財産の戦略的な保護・活用に必要な枠組みを整備するとともに、実際にこれらの枠組みを活用し、現場における知的財産の保護・活用を行う事業者、産地等の戦略的な取組が進むよう、現場全体の知的財産意識・能力の底上げと現場の知的財産マネジメントを支援できる専門人材の育成を進めるとともに、両者をマッチングし、現場における知的財産マネジメントを伴走支援し、成功事例の創出・横展開を推進していく。

なお、このような事例を、「3. 知的財産マネジメントの優良事例」として掲載する。

#### (1) 農業知的財産を担う人材育成

現場における知的財産マネジメントの実践に向けては、①知的財産に関する現場全体の意識・能力を高めるとともに、②現場の実情と知的財産分野に精通し現場を的確にサポートできる専門人材の育成・確保が必要である。

このため、農林水産省では、令和6年から、現場関係者を対象とする研修を、また、都道府県の普及指導員向けの研修を令和3年から、土業等の知的財産の専門家を対象とする農業知的財産専門人材育成のための実践的なセミナーを令和6年から継続しているところである。

さらに、データ活用の拡大、ブランドにより付加価値を高める取組の緊要性に対応し、引き続き、①現場の意識・能力を底上げしつつ、専門人材のサポートも受けた現場が自立・自走していけるよう、現場の知的財産マネジメントを牽引できる中核人材（地域・組織の知的財産戦略を管理し、構成員を指揮・指導出来る人材）の育成、②知的財産分野に精通した普及指導員等の農業関係者と農業知的財産に精通した土業等の知的財産専門家の育成を急ぐ必要がある。

このため、これらの対象者が効率的・効果的に必要なスキルを身に付けられるよう、知的財産全般、輸出などの事業シーンにおいて必要となる知的財産マネジメント、更には、経営戦略・事業戦略における知的財産マネジメントなど、それぞれの人材に求められるスキルに応じた研修・セミナー等の機会を確保・充実し、受講を推進する。その際、知的財産マネジメントの優良事例を活用し、その横展開を進める。

特に、農業系の団体・企業等の経営層、中核人材向けには、農地制度や労務管理など知的財産を含む経営管理能力の向上に資するオンライン研修プログラムを継続する。また、普及指導員、家畜人工授精師等の現場と密接に関係する専門人材や土業などの専門人材には、現場の知的財産マネジメントの指導・助言等が適切に行えるよう、現場課題の解決に向けた実践的なセミナーを引き続き行う。

併せて、次世代人材の育成に向け、大学、高校等の農学系教育機関において、農業知的財産の素養・基礎を内容とするカリキュラムの導入を促すほか、これらを身

に付ける機会が確保されるよう、農林水産省の出張講座も推進する。

これらの人材育成と併せて、農業団体及び士業団体から構成する農業経営人材の育成に向けた官民協議会を通じた農業者と農業者を支援する者の能力向上を一層推進する。また、育成した士業等が、都道府県が整備する農業経営・就農支援センターの専門家として農業者へ助言等を行う取組を支援していく。

## (2) 現場支援体制の充実

現場における知的財産マネジメントの実践に向けては、現場と専門人材とをマッチングし、専門人材が現場の知的財産戦略の策定から現場実装までを伴走支援する体制の整備が鍵となる。

従来、地方農政局等に設置されている知的財産総合相談窓口に加え、令和2年から植物品種等海外流出防止対策コンソーシアムに農業知的財産相談窓口を設置し、農業分野の知的財産に関する相談対応を充実させたところ。さらに、令和5年から、輸出事業者向けに模倣品の予防や侵害対策に関する相談対応の支援を実施している。

さらに、現場における知的財産マネジメントの実践の重要性・必要性の増大に十分に対応し得るよう、(1)により、現場の実情と知的財産分野に精通した専門人材を育成し、これらの専門人材が現場の伴走支援を行う体制として、「農業知財総合支援窓口」を整備する。

この窓口の運営に当たっては、既存相談窓口のほか、特許庁、INPIT等の知的財産支援に知見のある機関と連携し、農業知財総合支援窓口におけるマッチング機能を強化するとともに、伴走支援に当たっては、相談者の方針や環境に寄り添いながら充実した対応を図る。

このほか、海外における模倣・侵害疑義事案について、関係省庁・機関との連携の下、輸出支援プラットフォームに「模倣品疑義情報相談窓口」を整備し、個別案件に応じた対応支援のほか、必要に応じ海外関係当局への働きかけを行う。

## (3) 事業者における知的財産戦略の策定・実践の支援

農林水産・食品分野の事業展開に当たり必要となる知的財産マネジメントは、事業者、産地等の経営戦略・事業戦略、産地化・販路拡大・海外展開といった事業ステージによって異なる。こうした事業者、産地等それぞれの異なるニーズ・課題に応じ、寄り添った対応をオーダーメイドで行えるよう、「農業知財総合支援窓口」における専門人材による伴走支援を推進する。

具体的には、課題が具体化・顕在化する前の着想・構想の段階から当該事業者、産地等の相談に応じ、その課題を特定する、当該事業者の経営戦略・事業戦略も踏まえ、取り得る戦略、知的財産権や認証制度の活用を含め取り得る方法等についてのコンサル、実際に取得した権利や認証等の保護・活用方法のアドバイスなど、実践段階まで、相談者のニーズに応じた伴走支援を推進する。

併せて、Iのとおり、知的財産権、認証制度を含め、こうした戦略の実践に当たり必要となる枠組みの整備と活用を進める。

このほか、海外における模倣品対策や侵害対応への実効性を高めるため、農林水産

省と特許庁やJETRO、輸出支援プラットフォーム等の外部機関とが連携しながら、対応に向けた情報収集、関係者への情報提供を行う。

その上で、伴走支援を受けた事業者、産地等が専門人材の支援なく自立・自走していけるよう、当該事業者、産地等の知的財産マネジメントを牽引できる中核人材の育成を進めるほか、知的財産マネジメントを補助金の交付要件等に組み込むクロスコンプライアンス等により、自ずと知的財産マネジメントに取り組める環境整備を推進する。

#### (4) 知的財産意識の醸成・知的財産マネジメントの横展開

これらを通じ、農林水産・食品分野における知的財産マネジメントを強化し、事業者の技術・ノウハウ等の知的財産を営業秘密化（クローズ）するのか、又は一部の知的財産の権利を取得し、ライセンスを通じて他者に利用許諾（オープン）するのか、標準化して、利用拡大（オープン）を図るのか、更にその共有範囲や方法等について、戦略的に検討し、実践していく事例（オープン・クローズ戦略）など、優良事例の創出を図る。

その上で、令和7年度より新設した、農林水産業・食品分野において知的財産を戦略的に保護・活用し事業経営等の発展に顕著な成果を収めた事業者の顕彰制度も活用し、全国の優良事例を掘り起こし、事業類型ごとに整理し、研修・セミナーの素材とする、農業知財総合支援窓口において活用するなどを通じ広く周知し、横展開を図る。

## 2. 公的研究

公的研究機関は、我が国農林水産業・食品産業の競争力の源泉たる品種や技術を生み出す重要な役割を担っており、その創出・保有する知的財産について適切な知的財産マネジメントを実施し、戦略的に知的財産の保護・活用を行うことが重要である。公的研究機関においては、長らく、品種や栽培技術などを広く普及することを重んじてきたところであるが、過去には公的品種の海外流出により、海外市場における競合等の悪影響が生じた例もある。

過去の経験に鑑み、研究成果が我が国の農林水産業・食品産業の競争力強化に資する形で社会実装されるよう、技術の流出を防止するためにクローズドにする領域と、他者に活用させるためにオープンにする領域を戦略的に形成する知的財産マネジメントを、公的研究機関においても実践していく必要がある。

このため、公的研究機関ごとにばらつきのある知的財産意識全体を底上げし、専門家の力も活用しながら、知的財産マネジメントの強化を図る。

### (1) 国の委託研究の知的財産マネジメント強化

国の委託研究に係る知的財産マネジメントについては、その研究成果を我が国農林水産業の競争力強化に結びつけていくために、研究開発の段階から知的財産の適切な保護・活用が不可欠である。このため、「農林水産省知的財産戦略 2025」を踏まえて令和4年に改訂した「農林水産研究における知的財産に関する方針」（以下「知財方針」という。）により、知的財産マネジメントのあり方について示してきたところである。

国の委託研究によって生じた知的財産のうち、受託者に権利を帰属させたものについては、受託者による適切な管理が必要である。例えば、委託研究の代表例である委託プロジェクト研究（国が設定した研究テーマに関して公募を行い、複数の研究機関がコンソーシアムを組んでこれに応募する形式の研究開発事業）の場合、知的財産マネジメントの主体として受託コンソーシアムが想定されるが、研究目的で結成されたコンソーシアムには、知的財産マネジメントの知見を有する者が必ずしも含まれず、マネジメントの質にばらつきが生じやすい。

このため、令和6年度からは、知財方針に沿った知的財産マネジメントが実施されるよう、各委託プロジェクト研究課題の運営委員会に弁護士や弁理士などの知的財産担当運営委員を配置し、受託コンソーシアムに対して専門的な見地から知的財産マネジメントに係る助言を行う体制を整えたところである。こうした枠組を引き続き活用することによって、委託プロジェクト研究の知的財産マネジメントの質の向上を図る。

また、委託研究を監督する農林水産省職員や、研究に従事する国立研究開発法人職員向けの知的財産研修の充実を図るとともに、社会情勢の変化等を踏まえ、委託契約書等の知的財産条項を随時見直すほか、本戦略の策定や社会情勢の変化を踏まえて知財方針の改訂を行う。

### (2) 公的研究機関の知的財産マネジメント強化の推進

国立研究開発法人や都道府県の公設試験場など公的研究機関の知的財産マネジメントについては、開発した品種・技術等の知的財産を広く普及することに、長らく軸足を置いてきた背景から、オープン・クローズ戦略への意識や戦略的なマネジメントを実践する体制が、必ずしも十分でない。農林水産省としても「農林水産業・食品産業の公的研究機関のための知財マネジメントの手引き」（以下「手引き」という。）の改訂や、相談窓口の設置、公募により選定された知的財産マネジメント活動に対する伴走支援等により、サポートしてきたところである。

これらの取組を通じて、知的財産の創出・保護・活用に係る意識の醸成や体制の整備が一定程度進んだ一方で、組織によるばらつきは依然として大きく、支援ツールの活用状況に偏りがあること、成果の横展開に限界があること、人事サイクルによりスキルの継承が難しいなどの課題がある。

このため、手引きの改訂・普及や相談窓口の設置を継続することに加え、令和7年度からは、知的財産マネジメント強化支援の取組を点から面に広げるため、公的研究機関の知的財産担当からなるネットワーク構築を推進し、組織間で経験を共有しながら共通の課題に連携して対応する取組を支援する。具体的には、経験の浅い知的財産担当向けのハンズオン勉強会や、知的財産マネジメント業務の仕組化に資するツール（手順書や契約書ひな形等）の整備等を組織横断的に行い、これまでの支援が行き届かなかった機関も巻き込みながら、経験の浅い少数の担当者でも効果的に知的財産マネジメントを行える環境を整備する。

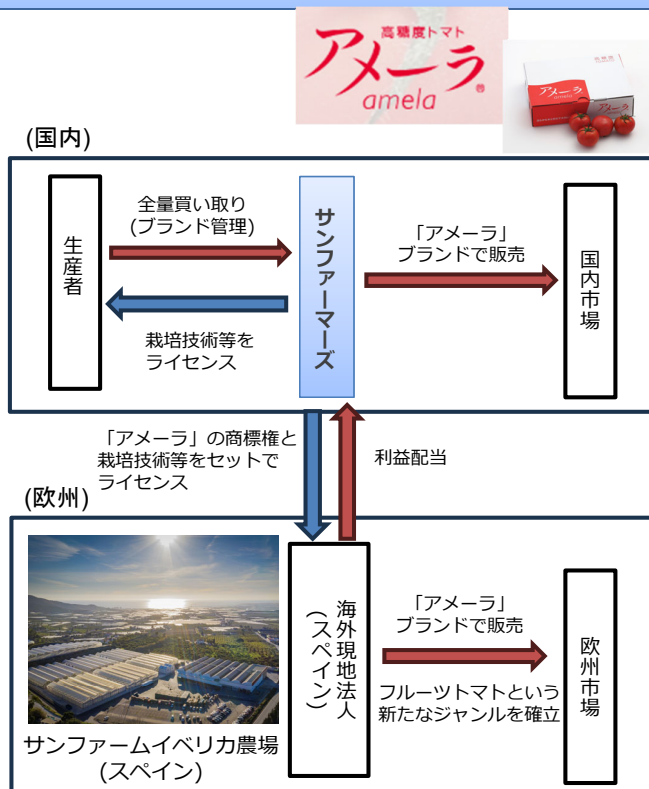
### 3. 知的財産マネジメントの優良事例

## 〇概要

複数の農業法人が出資して設立。高糖度トマトの栽培ノウハウとブランドを戦略的に活用し、海外展開も実現するなど、知財を保護・活用し、経営を発展。

## 【取組のポイント】

- ・ トマトの糖度を高める独自の栽培技術はノウハウとして保護しつつ、特定の生産者に対して自社で開発した灌水システムのリースとセットで栽培技術をライセンス。
- ・ ブランドの確立に向けては、静岡の言葉で「甘いしょ」を由来とする「アメーラ」という名称等で統一ブランドを展開。栽培技術のライセンスを行っている生産者から全量を買取することで、出荷量を確保しつつ、ブランドを管理。
- ・ 海外においては、スペインに現地法人を設立し、現地における後発品の出現を回避するため、「アメーラ」の商標権と栽培技術等をセットでライセンス。高糖度トマトがニッチな欧州市場で、フルーツトマトという新たなジャンルを確立。



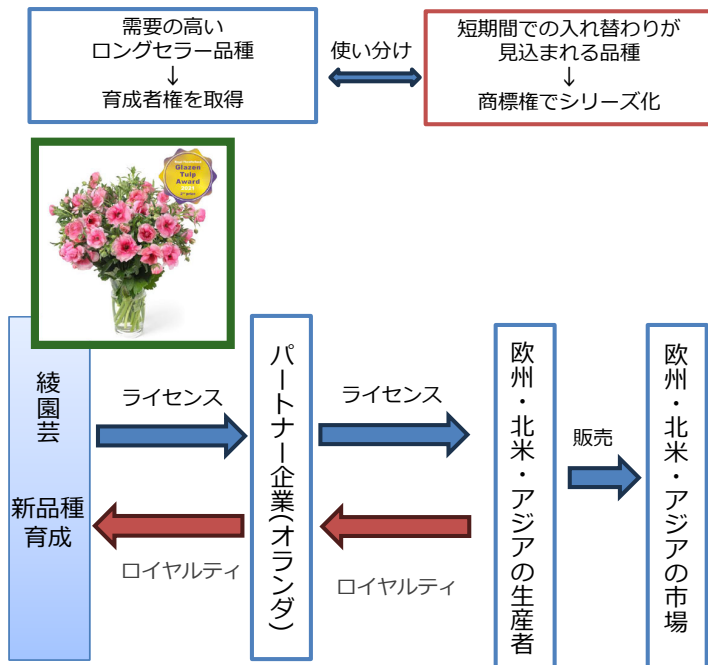
# 有限会社綾園芸

## 〇概要

ランキュラスを中心とした育種、種苗・収穫物の生産販売を実施。育成者権と商標権を戦略的に活用するとともに、ライセンスで得たロイヤルティで、トレンドを見据えて新品種を繰り出し、世界の市場へ。

## 【取組のポイント】

- ・ 育成者権と商標権を戦略的に使い分けており、冠婚葬祭で必ず需要があるロングセラー品種は国内外で育成者権を取得。一方で、2~3年の期間でトレンドの入替りが見込まれる品種は育成者権を取得せず、シリーズ化する品種はシリーズ名で商標権を取得。
- ・ オランダのパートナー企業に育成者権をライセンスするとともに、さらに、パートナー企業から欧州・北米・アジアなどの生産者にライセンスすることで、周年で世界中に切り花を供給するとともに、安定的にロイヤリティを確保。
- ・ ライセンスで得たロイヤルティは、新品種の育成のために活用し、トレンドを見据えて積極的に新品種を繰り出す。



○概要

開拓期から栽培されている在来種にんにくの産地としての地位を築くため、地理的表示（GI）および商標登録し、他産地との差別化を図ることで、取引価格が上昇。

【取組のポイント】

- ・古くから栽培され愛着のある「ところピンクにんにく」を知的財産として保護し、北海道在来種にんにく産地として確固たる地位を築くために、「ところピンクにんにく」の名称にてGIを取得するとともにロゴマークを商標登録。
- ・出荷箱や青果ネット等梱包材、販売促進資料、当該JAのホームページ等をイメージカラーのピンク色で統一することで製品のブランド化を進め、菓子メーカー等企業へ働きかけ、コラボ新商品を開発。
- ・にんにくの生産に当たっては、量産化が可能となるJA独自の種子増殖体系は営業秘密とし、生産者に対しても知財の重要性を周知。
- ・地理的表示（GI）への登録を機に、海外に向けて輸出を開始し、販路拡大を達成。



商標権を取得したロゴマーク



パッケージ裏面では、産品やGI制度を紹介

「北海道民のためのポテトチップス」がコンセプトの『じゃがいも道』（カルビー株式会社）のフレーバーとして、『ところピンクにんにく味』が採用。北海道内の店舗、オンラインショップの他、北見市のふるさと納税返礼品にも出品（期間限定）。

徳島県阿波尾鶏ブランド確立対策協議会

○概要

独自の地鶏品種を活用するとともに、ブランド名を、商標権やGIで保護するなど、ブランドを確立し、徳島県のリーディングブランドとして、地域に貢献。

【取組のポイント】

- ・独自の地鶏品種の開発を行うとともに、商標やGIを活用したブランド強化など、知的財産を戦略的に活用。
- ・地鶏である「阿波尾鶏」という品種の活用により、地鶏肉出荷羽数全国1位となる生産・販売体制を構築。
- ・ブランドロゴは、商標権を取得し、出荷される「阿波尾鶏」に使用。また、「阿波尾鶏」の名称を保護するため、GIを取得。JAS規格制定に際してルール作りに関わり、全国の地鶏の中で「地鶏肉JAS 第1号」となるなどブランド地鶏の最大の脅威である「ニセ物・偽装表示」からブランドを守っている。
- ・平成28年には、徳島県から「とくしま特選ブランド」に指定されるなど、徳島県産農林水産物のリーディングブランドとして、徳島ブランドの販売促進に貢献。

生産状況

年度	令和4年	令和5年	令和6年
生産羽数	1,665,774	1,697,809	1,754,434



商標権  
(ロゴマーク)

GI  
(名称)

JAS  
(品質)

複数の知的財産を活用し、  
ブランド保護・確立！！

○概要

国内外での「市田柿」のGIや商標取得を推進するとともに、国内外での模倣品対策に注力し、「市田柿」のブランド価値を向上。

【取組のポイント】

- ・市田柿がブランド化される中、国内外で「中国産市田柿」と称した中国産の干し柿が流通。模倣品の流通によりブランドイメージが毀損しないよう、地域関係者が一体となり「市田柿」を保護。
- ・「中国産市田柿」との差別化を図るため、地域団体商標登録し、中華圏での商標権も取得。その後、GI登録を行いブランド価値を高め、アジアにおける中華系マーケットの春節需要をターゲットに輸出を展開する中で、更に模倣品との一層の差別化を図るため、輸出先国等を中心にGIを取得。
- ・GI取得により、市田柿が知的財産として保護され、また生産工程管理による更なる品質向上、輸出拡大のための生産者意識が醸成。2023年の輸出額が、日本でGIを取得した2016年比で4.2倍増加するなど、産地の所得向上につながっている



海外で試食宣伝会を実施



輸出専用ギフト箱

株式会社ヤクルト本社

国際標準化

○概要

ヤクルトにおいては、業界団体を通じて乳製品の国際規格の策定を促し、海外における乳酸菌飲料の健康食品としての位置づけ獲得と、認知度向上を実現。

差別化ポイントの特定

- 自社の乳酸菌飲料「ヤクルト」について、シロタ菌が豊富に含まれ腸内環境を整える健康飲料として、一般の清涼飲料との違いを定義

特性を際立たせるルール形成

- 国際政府間組織「コーデックス委員会」において、乳酸菌飲料を発酵乳規格の新カテゴリーとするよう、全国発酵乳乳酸菌飲料協会を通じて働きかけ

特性の訴求による認知度獲得

- 国際規格化されることで、乳酸菌飲料の健康食品としての位置づけを世界各国で確立
- イタリアでは食品区分の変更により税率が低減

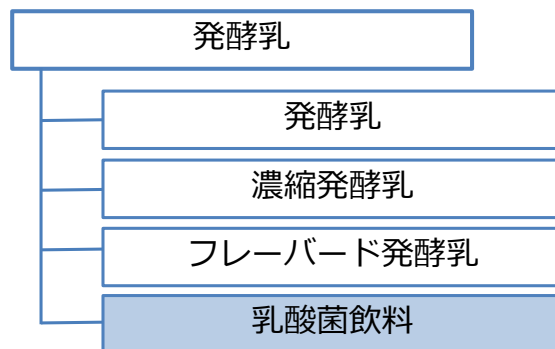
自社製品の売上の増加

- 健康食品である乳酸菌飲料として販売を強化し、売上を拡大



発酵乳の4つ目のカテゴリーとして「乳酸菌飲料」を新たに定義

国際食品規格における乳酸菌飲料の位置づけ



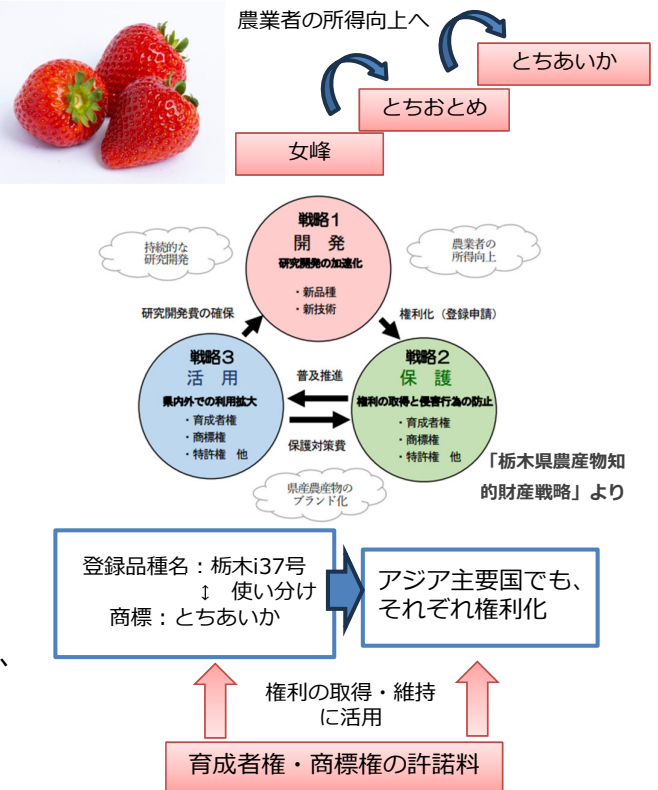
経済産業省「企業戦略としてのルール形成に向けて」を参考に作成

〇概要

いちご、なし、水稻などの育種、育成者権と商標権に基づく品種・ブランドの管理を実施するとともに、切れ目のない新品種の市場投入など、知財創造サイクルの実現を目指す。

【取組のポイント】

- 「とちおとめ」の後継品種として「とちあいか（登録品種名：栃木i37号）」に順次切り替えるなど（令和6年時点で県内作付面積の約6割）、切れ目のない品種更新を実現。
- 品種は育成者権、ブランドは商標権で保護し、アジアの主要国でも育成者権・商標権を取得するなど、国内外において、品種とブランドの両面から保護。
- 「栃木県農産物知的財産権センター」を設置し、知財に関する相談対応や、知財の維持管理や保護を行うとともに、DNAマーカーの開発も行い権利侵害に即応できる体制構築。
- 育成者権と商標権の許諾料の戦略的な徴収により、一定の許諾料を確保し、国内外での権利取得・保全等の費用に充当。

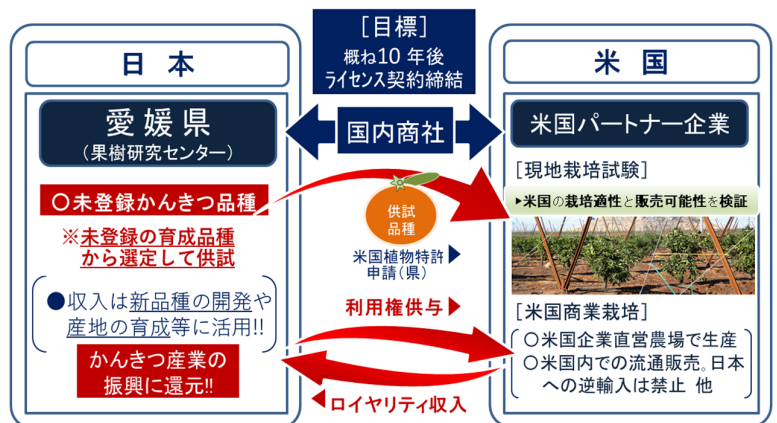


〇概要

品種登録を行わず商業栽培に至らなかった「未利用品種」を米国パートナー企業へライセンスするとともに、ライセンスで得たロイヤルティを県内かんきつ産業の振興に還元。

【取組のポイント】

- 愛媛県は、かんきつの主産県として、数多くのオリジナル優良品種を作出してきた一方で、既存の品種との競合などを踏まえ、優良品種であっても、品種登録に至らなかった未利用品種も数多く存在。
- そこで、未利用品種を活用し、米国内でライセンス契約に基づき栽培を行う「米国商業栽培プロジェクト」を開始。日本国内の商社が仲介し、米国パートナー企業との調整等を実施。
- 約10年後のライセンス契約締結を目標に、愛媛県が、米国パートナー企業に対して、未利用品種を供試。今後、米国での栽培適正と販売可能性を検証。
- 将来、現地パートナー企業からロイヤルティを得て、更なる新品種の開発や産地の育成等に活用することで、県内かんきつ産業の振興に還元。



米国商業栽培プロジェクトの概要(資料：愛媛県提供)